

2025年度

公立・私立保育所(園)などの一斉募集

保育所(園)・認定子ども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所は、保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育ができない児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

申・問 子ども政策課 TEL0299-90-1206



入所(園)申し込みできる方

次のいずれかに該当する方

- 家庭内外で働いている(月64時間以上の労働をしている)
- 出産の前後である(入所期間は出産予定月の前月～出産予定日から起算して57日目が属する月末)
- 疾病や負傷、心身に障害がある
- 同居の親族の看護・介護に常時当たっている
- 震災その他の災害の復旧に当たっている
- 学校や職業訓練校に在学している
- 求職活動を継続的に行なっている(入所期間は3カ月)
- その他、保育が必要な状態にあると認められる

※認定子ども園の1号(幼稚園部分)を希望する方は、上記の条件に関係なく申し込みできます

申込日時・場所

	日時	場所
10月31日(木)	午前9時～11時30分 午後1時30分～4時	はさき保健・交流センター
11月 1日(金)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	
11月 3日(日・祝) 5日(火) 6日(水) 7日(木)	午前9時～11時30分 午後1時30分～4時	保健・福祉会館

※10月15日(火)～29日(火)はマイナポータルによる電子申請で申し込みとなります

申込書の配布

子ども政策課、市民生活課、各保育施設などで配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。



申し込みに来場する際のお願い

- 申込内容の聞き取りを行ないますので、家庭状況に詳しい方がお越しください
- 私立認定子ども園(萬徳寺保育園、平泉幼稚園、深芝保育園、神栖第二あおぞら園)を第1希望とする方は、各施設のホームページで日時などをご確認いただき、直接各園へお申し込みください
- 入所決定は先着順ではありません。例年、各初日と日曜日は特に混み合います。混雑の状況によっては、受け付けが午前中でも、ご案内が午後になる場合などがあります。時間に余裕を持ってご来場ください

持ち物

申請書類は児童1人につき1部必要です。

【保育部分(2・3号)の希望者】

- 神栖市教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
- 保育施設入所に関する調査票
- 保育所等の利用に関する確認及び同意書
- 神栖市保育料納付確約書兼申出書
- 母子健康手帳
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 入所希望の理由を説明するための証明書など(詳しくは申込書または市ホームページなどをご覧ください)

【幼稚園部分(1号)の希望者】

- ※公立認定子ども園のみ
- 母子健康手帳
- 印鑑(朱肉を使うもの)

【2024年1月1日に神栖市に住所がない方】

- 保護者のマイナンバーカードなどマイナンバーが分かるもの

こんなときどうするの？

- Q. 現在、市内の保育施設に通っている場合は？
継続して保育を希望する場合、新たに申し込む必要はありません
 - Q. 現在、市外の保育施設に通っている場合は？
毎年新たに申請の必要があります。通っている保育施設のある自治体の申請期限の10日前までに、子ども政策課へ申請してください
 - Q. 現在空き待ちをしている場合は？
新たに申し込む必要があります。申込期間内に申請してください
 - Q. 現在育児休業で育てている子どもや、妊娠中の子どもの入所を希望する場合は？
施設により受入可能月齢や入所予約可能期間が異なります。2025年度中に入所を希望する方は、申込期間内に申請してください
- ※入所決定後に復職日が変更になった場合は、入所再審査となります

電子申請

マイナポータルから申請できます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

